

年金 住民環境課からのお知らせ

問 住民環境課 ☎476-1111
年金係(126)・環境対策係(127)

◆障害基礎年金（20歳前障害）を受給している方へ【年金係】

対象者の方へ、7月はじめに日本年金機構から『国民年金受給権者所得状況届』（ハガキ）が郵送されていますので、7月末日までに住民環境課年金係へ必ず提出してください。

- 受給権者の欄に本人が必要事項を記入してください。（本人が記入できない場合は、代理人が記入し、代理人署名欄に署名してください。）
- 『診断書の付いた所得状況届』が届いた方は、7月中に医師の診察を受け、診断書に記載してもらってから提出してください。
- 提出期間までに現況届の提出がない場合、または29年度の所得申告をされていない場合、年金の支払いが一時停止されることがあります。
- この届出は、引き続き年金を支給すべきかを判断するための年に一度の大切な手続きですので、必ず提出してください。

◆国民年金保険料の納付忘れはありませんか？【年金係】

平成29年4月分から平成30年3月分までの国民年金保険料は、月額16,490円です。

- 保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニで納めることができ、クレジットカードによる納付やインターネットなどを利用しての納付、そして便利でお得な『口座振替』もあります。
 - 保険料を未納のまま放置されると、延滞金が課されるだけでなく、納付義務のある方（※）の財産が差し押さえられることがありますので、早めの納付をお願いします。
 - 経済的な理由などで保険料の納付が困難な場合は、保険料の納付を免除する制度や猶予する制度がありますので、お早めに住民環境課年金係までご相談ください。
- ※納付義務者は被保険者本人、連帯して納付義務を負う配偶者および世帯主になります。

【申し込み・お問い合わせ先】

住民環境課 年金係 ☎476-1111（内線123・126） 鹿屋年金事務所 ☎0994-42-5121

◆犬を飼っている皆さまへ～飼い主としてのマナーを守りましょう～【環境対策係】

県内では、昨年度1,101頭の犬が保健所で捕獲されており、志布志保健所管内でも115頭の放し飼いや迷子犬が捕獲されています。

○飼い犬の放し飼いについて

散歩中にリード（引き綱）を外している、犬の放し飼いをしているといった苦情が多く寄せられています。犬をリードなどでつなぎ止めることは、鹿児島県の『動物の愛護及び管理に関する条例』で義務付けられており、交通事故や誤食などから飼い犬を守ることもつながります。

犬が嫌いな人や怖いと感じる人も安心して暮らせるように、飼い犬は責任を持って飼育しましょう。

○迷子犬の対策について

近年、迷子犬に関する問い合わせが多く寄せられています。迷子犬になり、飼い主の元へ戻る飼い犬は少なく、引き取りのなかった犬は残念ながら殺処分となってしまいます。

その対策として、町では、本年度、注射済みの犬に迷子犬ホルダー（写真）を配布しています。犬はリードなどを着けていても、留め具が外れたり、雷の音などで驚いて逃げってしまうことも考えられます。

もしものために備え、大切な飼い犬を守るためにも、必ず首輪に鑑札^{かんざつ}や注射済票を着けましょう。



▲迷子犬ホルダー